

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月24日（水）、第14回の委員会が開かれました。

## 1 内閣の重要政策に関する件（行政のデジタル化）

・石田国務大臣、平井国務大臣、鈴木国務大臣、大口厚生労働副大臣、舞立内閣府大臣政務官、國重総務大臣政務官、辻外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）岡本三成君（公明）、高井崇志君（立憲）、中谷一馬君（立憲）、今井雅人君（立憲）、山岡達丸君（国民）、後藤祐一君（国民）、平将明君（自民）、森田俊和君（国民）、浦野靖人君（維新）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 岡本三成君（公明）

#### （1） 行政手続のデジタル化

ア 行政手続の全数及びそのうち行政手続を100%デジタル化する目標の例外とする手続の数並びに同目標を達成する時期

イ デジタル化が努力義務となっている地方自治体に対し、その実現のためのインセンティブを与える政府の取組及び情報共有の状況

#### （2） サイバーセキュリティ協議会

ア 準備状況

イ 第一期の構成員募集に対し、事業者の応募があった分野の数

ウ 同募集において応募のなかった分野名

エ 次回の構成員募集において、未だ応募のない分野の事業者の参加を促すための対応の予定

オ サイバーセキュリティ戦略本部の重要インフラ専門調査会と協議会との関係性及び協力体制

#### （3） サプライチェーンリスクに関する事案

ア 通信機器等の重要インフラの調達に係る政府の対応

イ 政府が第5世代移動通信システム（5G）の事業者として認定した4社が、国家の情報活動への協力が法律で定められている中国の事業者と資本提携をした場合の政府の対応

### 高井崇志君（立憲）

#### （1） 行政手続のデジタル化

ア 産学官関係者との意見交換を平井国務大臣が直接行う「平井ピッチ」のこれまでの取組及び成果

イ デジタル手続法案の提案が遅れた原因についての平井国務大臣の見解

ウ 官民データ活用推進基本法に基づく都道府県及び市町村における基本計画の策定状況

エ 情報システムの運用に係るコストについて、国における削減計画に基づいた削減額及び地方自治体における削減目標

オ デジタル手続法案にSNSの活用を盛り込む必要性

カ マイナポータルをワンズオンリー化する必要性

キ 行政手続、行政相談等の手段として、電話やメールに加えSNSの窓口を全府省及び全自治体で設置すべきとの意見に対する見解

ク 母子健康手帳の電子化を普及させるための取組

#### （2） シェアリングエコノミー

ア ペットシッターサービスについては動物取扱業の登録を不要とする規制緩和は、動物愛護管理法の法改正によらず、運用で対応すべきとの意見についての見解

イ シェアリングエコノミー推進のための解決策についての見解と平井国務大臣の決意

(3) デジタル分野専門の新たな行政組織についての検討状況

**中谷一馬君（立憲）**

(1) デジタル行政の推進

- ア 国民から請願や質問を受け付けそれらに対する政府活動の進捗情報を国民が確認できるようなオープンプラットフォームを構築すべきとの意見について平井国務大臣の所見
- イ 国民が立法過程に参加できるようなオープンなプラットフォームを構築することの是非
- ウ 経済的理由による利用機会の格差を是正するための環境整備を行う必要性

(2) デジタル手続法案

- ア 性質上オンライン化になじまないものは対面で申請を行うとする例外規定が本法案を骨抜き法案にしているという認識
- イ 例外規定においてデジタルな方法でも申請できる余地を残す必要性について平井国務大臣の所見

(3) 法人設立手続等のオンライン化

- ア 法人設立を含む各種手続について押印ではなく電子署名を活用することの是非
- イ 日本において世界中の人が安価且つ短時間で法人設立・銀行口座の開設申請・契約時の電子署名をオンライン上でできるような基盤整備の有用性について平井国務大臣の所見

(4) マイナポータル

- ア 石田国務大臣及び平井国務大臣の利用の有無
- イ マイナポータルを利用した申請状況に関する資料に記載されている数値の正確性
- ウ 利用率が低く高コストなサービスとなっている現状について石田国務大臣の認識
- エ マイナンバーカードによる電子署名以外の本人確認方法の必要性

**今井雅人君（立憲）**

(1) デジタル手続法案

- ア 本法律案成立後、行政のデジタル化について残る課題の有無
- イ K P I の進捗管理を行うことを通じて、行政のデジタル化の推進状況を検証していく必要性
- ウ 地方自治体のデジタル化推進度の偏りの是正に対する国の支援

(2) マイナンバー

- ア マイナンバーに関するグランドデザイン
- イ マイナンバーの利用範囲の拡大についての検討状況
- ウ 地方自治体間における情報連携の状況

(3) E T C が普及した理由

(4) キャッシュレス化の推進

- ア 10年後までにキャッシュレス決済比率を4割程度とする政府の目標の妥当性
- イ 高額紙幣廃止の可能性

**山岡達丸君（国民）**

- (1) 平井国務大臣のエストニア訪問を踏まえた日本のデジタル化のビジョン
- (2) 地方公共団体にデジタル化を浸透させる方策
- (3) 内閣官房 I T 総合戦略室における職員の勤怠管理の実態
- (4) 平井国務大臣にデジタル手続法案の説明を行うために使用した媒体
- (5) 政府の職場環境をデジタル化していくことについての平井国務大臣の決意

後藤祐一君（国民）

- (1) デジタル手続法案
  - ア 個人情報保護への配慮規定を設ける必要性
  - イ デジタル・デバイド対策等に関する地方公共団体の取組を国が支えるという仕組みを条文で明示する必要性
  - ウ 市町村が作成する要綱等に基づく手続もオンライン化を義務付ける必要性
  - エ パスポートの申請に戸籍謄抄本の添付が必要である理由
  - オ マイナンバーによる情報連携により入手できる情報に関しては原則添付書面を不要とする必要性
  - カ 行政手続の添付書面として住民票を求める理由
  - キ 本人確認や住所確認のための住民票の添付を止めるように地方公共団体に督励する必要性
  - ク 今国会に提出されている戸籍法改正案の成立後は戸籍謄本等が本法律案の定める添付書面省略の対象になることの確認
  - ケ 自動車登録の際の印鑑証明
    - a 印鑑証明が必要とされている理由
    - b マイナンバーカードを使用すれば印鑑証明が不要となることの確認
    - c 本人が自動車登録する場合に印鑑証明を必要としている理由
    - d 本人が陸運局でマイナンバーカードを提示した場合は印鑑証明を不要とする必要性
  - コ どの市町村でも発生するような手続について国がオンライン化のシステムを作る必要性
  - サ アイフォンでマイナポータルが利用できないことの確認及び利用できるようにする必要性
  - シ デジタル手続法案において手続のオンライン化の適用除外とされるケースの確認
- (2) 電子的な手続の優先的取扱い
  - ア 住民票を窓口で申請するよりも機械で申請するほうが手数料を安くなるようにしている市町村があることの確認
  - イ デジタル手続法案において電子的な手続にインセンティブを働かせることを推奨する条文を設ける必要性
- (3) 電子媒体の行政文書管理
  - ア 保存期間を1年未満と設定できないようにする必要性
  - イ サーバーの維持・管理以外にかかるコスト

平将明君（自民）

- (1) デジタル手続法案の背景及び意義
- (2) 政府の情報システムの予算調達を一元化する必要性
- (3) デジタル・ガバメントの実現のために各省への指示・監督権限を有する恒常的な組織を新設する必要性及びITに精通した者が担当大臣になる必要性
- (4) 自治体ポイントを全国どの地方公共団体でも共通して利用できるようなポイントとして整備する必要性
- (5) 資金移動業者による口座への賃金支払いについての検討状況
- (6) 国外転出者による公的個人認証及びマイナンバーカードの利用の拡大に関するデジタル手続法案の内容
- (7) マイナンバーカードの交付等を在外公館において行うことができるようにする必要性
- (8) 在外選挙におけるインターネット投票を早期に実現する必要性及びその導入時期
- (9) マイナンバーカードの保険証としての利用に向けた今後の取組
- (10) 他の自治体に避難をしても罹災証明書の添付が省略できるよう罹災証明書の情報を情報連携の対象とする必要性

- (11) マイナンバーカードを携帯していれば運転免許証不携帯にならないようにする必要性
- (12) 地方公共団体における行政手続のオンライン化を進めるために国がプラットフォームを準備する必要性
- (13) デジタル・ガバメントの実現に向けた平井国務大臣の決意

**森田俊和君（国民）**

- (1) 空港の航空管制等のシステムに対するサイバー攻撃への対応状況
- (2) 新幹線の運行管理システムに対するサイバー攻撃への対応状況
- (3) 交通分野における今後の情報セキュリティ対策
- (4) 医療機関におけるオンライン資格確認その他のシステムの導入についての政府の見解
- (5) 外部システムとの接続による情報漏洩リスクに対する情報セキュリティ対策

**浦野靖人君（維新）**

- (1) 国が費用負担して導入したサーバーの数及び現状
- (2) 政府情報システムに対する投資額及び利用率を把握する必要性
- (3) デジタル手続法案で地方公共団体における行政手続のオンライン化を努力義務でなく原則とする必要性
- (4) 政府が保有するサーバーのクラウド化を進めていく方針かの確認
- (5) マイナンバーの利用環境整備が不十分であることについての政府の認識
- (6) 外国人労働者のマイナンバーカードの利用がハローワークシステムの利用率の向上につながるものかに対する政府の見解
- (7) 選挙のインターネット投票にマイナンバーカードを活用することについての政府の見解
- (8) 行政サービスの100%デジタル化及び増え続ける行政需要に対応するためにマイナンバー法に規定する法定事務を見直す必要性

**塩川鉄也君（共産）**

- (1) 自衛隊の自動警戒管制システム
  - ア 人間基地の米軍提供施設が2つに分けて設置されている理由
  - イ 人間基地の人間飛行場という名称の米軍提供施設・区域は訓練施設として提供しているかの確認
  - ウ 横田飛行場の日米地位協定第2条第1項(a)の規定に基づく米軍提供施設・区域の使用目的
  - エ 通信機器がウの施設・区域にある防空指令所の中に置かれているかの確認
  - オ エの通信機器を設置している場所への米軍の要員の配置の有無
  - カ ウの施設・区域は自動警戒管制システムと連携している場所かの確認
  - キ 自動警戒管制システムの性質
  - ク ウの施設・区域と連携している自動警戒管制システムの機能に弾道ミサイル対処が含まれるか否かの確認
  - ケ 防空指令所のある三沢、春日、那覇の各基地において米国へ通信機器の設置場所を提供しているかの確認
  - コ 那覇基地において米国へ事務室を提供している事実の有無及び提供しているのであればその理由
  - サ コの事務室の用途
  - シ 自動警戒管制システムがイージス・アショアと接続しているかの確認
  - ス イージス・アショアは日本の防衛のためでなく、米国のためのものとなるのかの確認
- (2) IT総合戦略室における人材登用

- ア IT戦略で平成 30 年度から順次行うとした IT 総合戦略室への関係省庁からの人的資源の貢献等の協力の実施状況
  - イ IT 総合戦略室で行った外部人材登用とはどの範囲の者を指しているのかの確認及び登用の際の処遇に関する課題
  - ウ 民間企業から IT 総合戦略室へ出向している者の出向理由
  - エ 政府CIO補佐官に対して政府が実施した処遇改善等の環境整備
  - オ 政府CIO補佐官の身分、報酬及びそれらの見直しについての検討状況
  - カ オの見直しについて検討した結果、政府CIO補佐官の号俸を上げたかの確認
  - キ 政府CIO補佐官が出身企業に身分を残した上で非常勤で雇用されているかの確認
  - ク 政府CIOで勤務している民間企業からの出向者の身分及び給与の実態
  - ケ 政府CIOで勤務している民間企業からの出向者は出向元企業で勤務し、給与の補填を受けているかの確認
  - コ 政府機関において非常勤で勤務している者の兼業が認められる理由
  - サ 出向元企業の身分を持ちながら役所で働く制度における服務及び給与に関する規制並びに当該規制を行う理由
  - シ 官民人事交流制度における交流採用の雇用継続型の場合において、出向元企業での勤務の可否
  - ス 内閣官房で企画立案を行う非常勤職員の出身企業での勤務や給与の受取りが可能なことは、公務の公平性に疑念を生じさせるとの意見に対する平井国務大臣の認識
  - セ 出向元企業からの給与の補填の仕組みを排除しないと、官民癒着との批判が起こる可能性があることについての政府の見解
- (3) 情報システム関連予算
- ア 情報システム関連予算の整備経費と運用等経費に関する 2015 年度から 2019 年度の予算の推移
  - イ 情報システム関連予算の今後の推移予想
  - ウ 行政事業レビューの抽出調査における受注実績が上位 5 社の企業名及び受注額の合計並びに占有率
  - エ 行政事業レビューの抽出調査における受注実績のある企業の企業グループ単位での占有率
  - オ 情報システム関連事業の受注企業の出身者が出身企業から給与補填を受けて IT 総合戦略室に勤務することは、国民から見て官民癒着と批判される可能性があることに対する平井国務大臣の見解
  - カ 2011 年度及び 2018 年度における内閣官房及び内閣府において民間企業から受け入れている非常勤の職員数
  - キ 内閣官房及び内閣府において民間企業から受け入れている非常勤の職員に関し、内閣人事局のホームページにおいて個人名が特定されるような出身企業名は公表、集計していないとの認識の適否
  - ク 内閣官房等の企画立案に従事する非常勤職員について、官民癒着防止の規制を設けることについての政府の見解